

## 琴浦町地域おこし協力隊（企業研修型農業研修生）募集要項

### 1 募集人数

1名

### 2 応募資格

- (1) 原則、概ね40歳以下で、就農意欲が高い方
- (2) 町が実施する農業研修業務を受託した事業所と雇用契約を締結できる方
- (3) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）から、研修開始時に町に住所を移し、居住できる方
- (4) 普通自動車免許を有している方
- (5) 町での研修及び雇用による就農について家族の理解が得られている方
- (6) 地域の活動等に積極的に取り組む意欲のある方
- (7) 農業機械の使い方など農業に関する基礎的な知識、技術を有している方
- (8) 町での農業体験を2日以上実施した方（「12 農業体験会の実施」に記載する体験会に参加することにより、これに代えることができます。）
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

### 3 業務・活動

琴浦町内の醸造用ぶどう生産及びワイナリー事業者等のもとで、農業技術研修を受けていただき、事業者の醸造用ぶどう生産及びワイン醸造に係る従業員として就職し、活動していただきます。

### 4 雇用形態

琴浦町が契約を締結する醸造用ぶどう生産及びワイナリー事業者の社員として雇用します。

### 5 事業所名称

株式会社 TOTTORI 星乃丘ワイナリー（住所：鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下 833-25）

### 6 任用期間

任用の日から2年（原則2年間ですが、最長で3年間まで延長することができます。）

### 7 賃金等

- (1) 賃金：月額 事業所の規定による

【参考】独立就農型農業研修生のケース（令和8年度上限）

年額賃金 3,500,000円（社会保険料等本人負担分控除前）

- (2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険

### 8 住居

琴浦町が準備する住居に居住していただきます。

借上料は事業所が負担しますが、光熱水費、通信費、燃料費等は本人負担となります。

※琴浦町が準備する住居以外の住居に居住する場合は、家賃の一部負担を事業所を通じて行います。

## 9 勤務地

琴浦町内

## 10 勤務日等

研修は、原則として週 37.5 時間とし、詳細は「5 事業所名称」に記載するの事業所の規定によります。

## 11 応募方法等

### (1) 応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、琴浦町農林水産課に郵送又は持参ください。

### (2) 応募締切

令和8年8月5日（水）必着

### (3) 選考方法

書類及び面接による審査を行います。

#### ア 一次選考（書類選考）

農業研修申込書をもとに、書類選考を行います。

#### イ 二次選考（面接による選考）

一次選考合格者を対象に、8月中旬ころ、面接による選考を行います。

面接会場への移動に係る経費は本人負担となります。

## 12 農業体験会の実施

「2 応募資格」の（8）に掲げる体験の要件を満たすため下記日程により体験会の開催を行います。必ず参加をしてくださいますようお願いいたします。体験会の日程で都合がつかない場合は、ご相談ください。

### 【農業体験会】

日 時 令和8年7月3日（金）～5日（日）

場 所 ワイナリー事業者が有する町内のぶどう園

体験内容 定植作業等

宿泊場所 町が手配した宿泊施設に宿泊いただきます。

費 用 体験会参加における移動費、宿泊料、食費などの経費は本人負担になります。

※宿泊料については、宿泊料無料の農業研修生宿泊施設及び琴浦町お試し住宅をご案内させていただくこともできますが、数に限りがあります。

※移動費については、町より半額助成があります。（助成には条件があります。お申し込みの際、案内いたします。）

申込期限 令和8年6月24日（水）

## 13 問い合わせ

琴浦町役場農林水産課（担当：河上）

住所：689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕 1140-1

電話：0858-55-7802 ファクシミリ：0858-55-7558

メール：nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp